# 仕 様 書

## 1 業務名

小学生を対象としたまちづくりの副教材改定業務

## 2 目的や背景

札幌市では、将来のまちづくりの担い手である子どものまちづくり参加を積極的に促進するため、平成21年度から、地域のまちづくりを教えるための副教材「子どもまちづくり手引書」冊子(以下、「手引書」という。)を市内の小学3年生に配布し、まちづくりを学ぶ機会の創出に努めている。

一方、平成27年に「教育課程編成の手引」(札幌市教育委員会)が新しく発行され、授業の単元名などが変更になったことから、それに対応するとともに、より教育現場での活用を促進するため、従来、手引書とともに学校に配布していた「教員用手引」冊子(以下「教員用冊子」という。)について、内容の変更と充実を行うべく全面的な改定を行うこととした。また、それに伴って、より学習効果が高まるよう手引書についても改定を行うこととする。

#### 3 業務内容

既存の制作データを基に、手引書及び教員用冊子の編集制作を行うこと。

#### (1) 手引書の改定

内容については、現行の手引書を基にし、年次によるデータ更新等を行い、表 紙、キャラクターの絵柄、フォントや文字の大きさなど全体的なデザイン構成に ついては大幅な見直しを行うこと。

#### ア デザインの刷新

## (ア) 全体構成のリニューアル

冊子全体として文字の大きさ、使用するフォント、ノンブルの入れ方や色の使い方など、全体的なデザインを再構成すること。小学生が読みやすく、興味を引くようなデザインとすること。それに伴い、表紙のデザインについて大きく変更すること。現状ではスポーツチームの写真が各頁に掲載され、統一感に欠けるため、スポーツチームとの連携のページを別に設ける等により構成を工夫すること。

# (イ) キャラクターの書き直し

前項の全体イメージの変更に伴い、キャラクターの絵柄を変更すること。 キャラクターの設定などは現行の冊子を基とし、より小学生に興味・関心を 持って冊子を読んでもらえるものとなるよう心掛ける。

なお、各スポーツチームのキャラクターについては、委託者がスポーツチームから使用許諾を得て提供された素材を使用することとし、使用にあたっては、クレジット標記やキャラクター取扱などの各使用ルールを順守すること。

### (ウ) 写真の差し替え

写真については、委託者が提供するものを使用することとする。基本的に

は現行の冊子で使用したものを流用するが、古い写真の差し替えや、スポーツチームの選手写真等については、差し替えること。その際、委託者が提供する写真は通常の写真データとなることから、切り抜きや画像補正などの加工が必要な場合は、受託者側が適宜行うこと。

## イ 内容の変更

現行の手引書を基に、誤字脱字等変更がある部分について適宜修正を行うこと。また、併せて以下の部分については特に変更の必要がある。

(7) 手引書 P1 と手引書 P2 の修正

手引書の P1 と P2 の間に、名刺台紙が織り込まれるため、1 頁に導入と キャラクター紹介。2 頁に名刺台紙の使い方と、スポーツチームの紹介部分 を入れるように、組み替える。

(4) 手引書 P27~30(みんなもできるまちづくり)の修正 P27~30 の下部にある活動事例について差し替える(写真は委託者側が提供)ので、それに伴って、変更を行うこと。

(ウ) 文字修正等

特に以下のページについて最新の数値データ等に更新することに注意すること。各調査結果の最新情報の確認は受託者において行うこと。

- A 札幌市の統計情報等(手引書 P5~P6)
- B 地域ブランド調査(手引書 P7)
- C 札幌のスポーツ (手引書 P8)
- D 広報番組(手引書P25)

### (2) 教員用冊子の制作

教員用冊子については、現行(8ページ)の教員用冊子の内容を拡充するため、ページ数を増やし、20ページとする。内容については、委託者側が提供する文章データとともに、別紙の構成案を基に編集すること。また、適宜、手引書の修正時に作成したキャラクターイラスト等を使用するなど、教員の理解が深まるように工夫すること。

(3) 校正回数

2回(内校は必ず行うこと。)

(4) データの納品について

修正後のデータについて、以下の形式のものを CD-R 又は DVD などのメディアにより納品すること。

ア PDF 形式データ

印刷原稿等として使用できる高品質の PDF 形式データを納品すること。

また、ホームページ等で活用できるように、トンボなどを取り除き、次のような容量の軽いデータも納品すること。冊子全体を1ファイル(5MB 以下)としたデータ、ページごとにファイルを分割したデータ(1 ファイルあたり1MB 以下)。

## イ Adobe Illustrator 形式データ

※ メディアのフォーマット及びファイル形式等はWindows に対応したものであること。また、フォントはできる限り Windows 標準のものを使用し、アウ

トライン化したデータと、アウトライン化していないデータ(事後にテキスト修正が可能な状態のもの)の両方を納品すること。

- ※ 作成したキャラクターイラストのデータについても同時に納品すること。
- ※ バージョンは CS6 以降で扱えるものとすること。

## 4 業務履行期限

契約締結日から平成30年3月22日(木)までとする。

## 5 権利関係について

- (1) この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項の内容は第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、本業務の成果物に対する著作権法(昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条 (複製権)、第 23 条 (公衆送信権等)、第 26 条の 2 (譲渡権)、第 26 の 3 (貸与権)、第 27 条 (翻訳権、翻案権等)及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。また受託者は、本業務の成果物の著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

#### 6 その他

- (1) 成果品及び資料等について、著作権等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (2) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外務の漏洩がないよう に注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供し たり、目的以外に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (5) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をしてこれを処理すること。
- (6) 改定業務の一部について再委託をする場合は、委託者である札幌市の了解を得ること。
- (7) 前年作成した冊子データは、札幌市公式ホームページに掲載しているので適宜 参照すること。

http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/gugenka/kodomo-tebiki/top.html

## 7 問い合わせ先

札幌市市民文化局市民自治推進室 市民自治推進課

担当: 辻・茂木 (電話: 011-211-2253 FAX: 011-218-5156)



